

第11回東アジア首脳会議（EAS）参加国外相会議
議長声明（概要）

令和3年8月4日

【EASのレビューと将来の方向性】

- EASが、進化するASEAN中心の地域枠組みの不可欠な構成要素である、開放的、包摂的、透明かつ外向きのフォーラムであり続けることを再確認。EASにおけるASEANの中心的役割を再確認し、国連憲章の原則を基礎とし、国際法に基づく多国間主義を強化することへのASEANのコミットメントを強調。（パラ3）

【協力分野】

- EAS開発イニシアティブに関するプノンペン宣言の推進のためのマニラ行動計画（2018－2022）の実施における進展を認識。既存の行動計画の協力分野や現在の問題と課題に基づく、後継の行動計画の策定に期待。（パラ6）

（国際保健及び感染症）

- 新型コロナの世界的な蔓延を抑制し、将来の健康危機に備えるためには、「誰一人取り残さない」ことを目標に、各国がそれぞれの国内のアプローチを有していることを認識しつつ、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けた取組を強化することが不可欠であることを再確認。（パラ15）
- ASEAN包括的復興枠組（ACRF）のインパクトの強い実施を確保することを含め、将来のパンデミックに対する地域の長期的な強靱性の強化における、ASEANセンターの役割を最大化と分野横断的な協力の価値を強調するACRF及び実施計画を歓迎。（パラ17）
- 新型コロナASEAN対応基金、ASEAN地域医療物資備蓄（RRMS）及びASEAN感染症対策センター（ACPHEED）の時宜を得た設立及び早期の運用等新型コロナ対応のための他の保健関連イニシアティブの進展を認識。あらゆる危険や新たな保健上の脅威に対する準備と対応を強化するために、これらの地域的イニシアティブ内の協力分野を追求することへの支持を表明。（パラ18）

（ASEAN連結性）

- 地域内外での連結性に関する様々な戦略の更なるシナジーを促進させる重要性を再確認。新型コロナのパンデミックの影響を認識した上で、社会経済的な回復を支える地域における貿易、投資及びサービスにおける競争力を高めるための連結性に関する取組を促進することの重要性を再確認。（パラ24）
- 長期的な連結性は、地域のサプライチェーンを強化する持続可能で質の高いインフラ、デジタル革新、シームレスなロジスティクス、卓越した規制及び人の移動を通じて、全てのEAS参加国に利益をもたらす旨改めて表明。（パラ25）

（経済協力及び貿易）

- EAS参加国首脳が、WTOをその中核としたルールに基づいた多国間貿易システムとビジネス環境の透明性、予測可能性及び無差別性の向上を通じてこれを達成したいと考え、市場の開放性、公平性、透明性、包摂性及び競争力を維持することへのコミットメントを再確認。ASEANが中心的役割を果たしつつ、EAS参加国で経済的関係を強化する重要性を強調。地域経済統合をさらに強化し、地域における開発格差を是正するためにEAS参加国が直面する共通の経済的課題に関する対話を増やすことを慫慂。（パラ27）
- WTOをその中核とした、ルールに基づくより強固な多国間貿易システム及びより強靱な地域経済に寄与する上でのEASの役割を強調。地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の完全な実施の重要性を強調しつつ、RCEP参加国は2020年11月のRCEP協定の署名を歓迎。（パラ28）

（海洋協力）

- 前文において、国連海洋法条約（UNCLOS）の普遍的かつ統一的な性質を強調し、UNCLOSが海洋における全ての活動が従わなければならない法的枠組みを規定するとともに、UNCLOSが海洋分野における国内、地域及び世界における行動と協力の基礎として戦略的に重要であることを再確認し、その完全性が維持される必要があることを再確認した国連総会決議A/RES/75/239に留意。EAS参加国間の海洋協力の強化への支持を表明すると同時に、取組の重複を回避するため、ASEAN地域フォーラム（ARF）、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）及びASEAN

N海洋フォーラム拡大会合（EAMF）等の他のASEAN主導のメカニズムとのシナジーを強化する必要性を強調。（パラ31）

【地域及び国際情勢】

（ミャンマー情勢）

- ミャンマーにおける最近の情勢について議論し、死者数及び暴力に関する報告を含め、ミャンマーにおける状況に懸念を表明。外国人を含む政治的理由に基づく被拘束者の解放の要求がなされた。2021年4月24日のASEANリーダーズ・ミーティングの「5つのコンセンサス」へのミャンマーのコミットメントを歓迎。ミャンマーにおける暴力の即時停止及び全ての当事者による最大の自制、人々の利益に即した平和的解決の追求のための全ての当事者間の建設的対話、ASEAN事務総長の支援を得たASEAN議長の特使による対話プロセス仲介、ASEAN防災人道支援調整センター（AHAセンター）を通じたASEANによる人道支援の提供、特使及び代表団による全ての当事者との会合のためのミャンマー訪問といった「5つのコンセンサス」の時宜を得た完全な実施を期待。ASEAN外相会議に先立つASEAN議長によるブルネイ第二外務大臣のミャンマーに関するASEAN議長の特使への任命を歓迎。ASEAN議長の特使は、全ての当事者への完全なアクセスを得た上での信頼及び信用の醸成、「5つのコンセンサス」の実施に関する明確なタイムラインの提示を含め、ミャンマーにおける活動を開始する。特に人道支援をはじめ、「5つのコンセンサス」の迅速かつ完全な実施に向けたASEANの取組に対する非ASEANのEAS参加国からの継続的な支援を歓迎。（パラ36）

（朝鮮半島）

- 朝鮮半島における完全な非核化及び恒久的な平和の構築の達成における外交及び対話を支持することを再確認。対話の再開のための全ての当事者による取組を認識。南北間の通信連絡線の復元を歓迎し、それが南北関係の更なる改善と発展に資することに留意。全ての当事者に対し、韓国と北朝鮮の間の2018年の板門店宣言文及び平壤共同宣言、並びに米国と北朝鮮の首脳によるシンガポール共同声明の完全かつ迅速な実施を通じたものを含め、朝鮮半島の恒久的な平和及び安定の実現に向けて建設的に協働し続けることを求めた。朝鮮半島における平和と安定を維持することの重要性を強調し、南北関係と米朝関係が相互に補強し合う形で前進する好循環を回復するための南北間の対話、関与及び協力の前進に向けた韓国の取組を歓迎。全ての

関連する国連安保理決議の完全な履行へのコミットメントを改めて表明。朝鮮半島の完全な、検証可能な、かつ不可逆的な非核化を実現するための国際的な取組の重要性が強調された。ASEAN地域フォーラム（ARF）といったASEAN主導のプラットフォームの活用を通じたものを含め、当事者による平和的な対話に資する雰囲気をもつ必要性を強調。複数のEAS参加国が表明した、拉致問題の即時解決を含む国際社会の人道上の懸念に対処することの重要性に関する見解に留意。（パラ37）

（南シナ海）

- 南シナ海における平和、安全保障、安定、安全並びに航行及び上空飛行の自由の維持・促進の重要性、及び威圧ではなく、国連海洋法条約（UNCLOS）を含む国際法の普遍的に認められた原則に従って紛争の平和的解決を追求する必要性を再確認。南シナ海における行動宣言（DOC）を全体として完全かつ効果的に履行することの重要性を強調。新型コロナのパンデミックによる遅滞に直面後、COC交渉テキストシングルドラフトの文言交渉が再開され、前文について暫定的合意に至ったことも含め、新型コロナの困難な状況にもかかわらず、進行中の南シナ海における行動規範（COC）の交渉が前向きに進展したことに留意し、UNCLOSを含む国際法と統合的で実効的かつ実質的なCOCの早期妥結を期待。COC交渉に資する環境を促進する必要性を強調。緊張を緩和し、事故、誤解、誤算のリスクを軽減させ得る実践的な措置を歓迎。当事者間の信用及び信頼を強化するための信頼醸成措置と予防措置の実施の重要性を強調。UNCLOSを含む国際法を遵守することの重要性を再確認。（パラ38）
- 南シナ海の状況について議論し、海洋環境の損害を含め、信用と信頼を損ない、緊張を高め、また、この地域における平和、安全及び安定を損い得る、この地域における埋め立て、活動及び深刻な事案について懸念が表明された。相互信用と信頼を高め、紛争を複雑化又は悪化させ平和と安定に影響し得る活動に当たって自制し、状況を更に複雑化させる可能性のある行動を回避し、UNCLOSをはじめとする国際法の普遍的に認められた原則に従って、紛争の平和的解決を追求する必要性を再確認。DOCで言及された事項を含め、南シナ海における状況を更に複雑化させ、緊張を高め得るクレイマント国やその他全ての国による全ての活動の実施における非軍事化及び自制の重要性を強調。（パラ39）

（暴力的過激主義・急進化・テロ対策）

- 国家、サブリージョナル、地域レベルのテロ対策措置の効果的な実施等を通じ、暴力的過激主義、急進化及びテロと闘うとのコミットメントを再確認。(パラ40)
- テロを目的としたインターネットの利用を含むICTの利用の防止又は対処、並びに、テロを助長する暴力的過激主義の拡散又は扇動への対処への強固なコミットメントを再確認。(パラ41)

(持続する地域的枠組)

- より広範なアジア太平洋及びインド洋地域におけるASEANの関与のための指針としてのインド太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)の重要性に留意。既存のASEAN主導のプラットフォームを通じて、共通の関心及び相互利益のある実質的な案件を通じて関与を促進し、AOIPにおける優先分野での協力を実施するための議論に留意。(パラ42)